

特定処遇改善加算に基づく取組

特定処遇改善加算Ⅰによる手当を、賞与として年に2回支給します。経験や技能により職員を3つのグループに分けて、勤務時間等も考慮して配分します。また、加算適用のない事業所についても法人独自の手当を支給します。

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容は以下のとおりです。

【職場環境等要件】

『資質の向上』

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

『労働環境・処遇の改善』

- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・健康診断、こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

『その他』

- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減